

三重県人口減少対策有識者会議設置要綱

(目的)

第1条 三重県における人口減少対策を効果的に推進することについて、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取するため、三重県人口減少対策有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の委員は、次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 三重県人口減少対策方針（仮称）の策定に関すること。
- (2) 人口減少対策の推進に関すること。
- (3) その他、知事が必要と認めた事項に関すること。

(委員)

第3条 会議は、知事及び知事が選任する委員で構成する。

- 2 会議の委員の任期は、選任の日から令和9年3月31日までとする。
- 3 会議の委員の再任は妨げない。

(議長)

第4条 会議には議長を置き、知事が務める。

- 2 議長は、会議を総理する。
- 3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、議長が招集し、これを主宰する。

- 2 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 会議の進行は、政策企画部長が行うものとする。

(報償費等)

第6条 県は、会議の委員に対し、報償費及び旅費を支給することができる。

- 2 会議の委員以外の者が、会議に出席した場合は、報償費及び旅費を支給することができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、政策企画部人口減少対策課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。